

牟岐町いじめ防止基本方針

牟岐町教育委員会

はじめに

いじめを未然に防ぐためには、児童・生徒に日常的に指導するとともに、子どもと関わる大人が、いじめを生み出さないように努めることが大切である。

また、「いじめは人として決して許されない行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識に立ち、教育委員会、学校、家庭、地域が一体となって、いじめの防止・早期発見・早期解決に取り組まなければならない。

1. 基本方針策定の意義

「牟岐町いじめ防止基本方針」は、児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、牟岐町教育委員会（以下「教育委員会」という）、牟岐町立牟岐小・中学校、家庭、地域住民その他関係機関と連携し、本町におけるいじめ防止等（いじめの防止、早期発見、対応をいう）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

2. いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、「*児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

*「いじめ防止対策推進法」参照

3. いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうることであり、根本的ないじめ問題解決のためには、全ての児童・生徒を対象とした取り組みが必要である。近年、インターネット上のコミュニティサイトを介したいじめなど、形態が多様化しており、いじめを生まない土壌をつくるためには、関係者が一体となった継続的な取り組みを推進することが重要である。

このため、学校の教育活動全体を通して、全ての児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童・生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。

加えて、全ての児童・生徒が安心でき、自己有用感や充実感を得られる学校生活づくりもいじめの未然防止の観点から重要である。

4. 学校における取り組み

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国のいじめ防止基本方針や牟岐町いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を定める。

(2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置く。

(3) 学校におけるいじめ防止等に関する措置

○ いじめの防止

全ての児童・生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。そのため、児童・生徒が、心の通い合うコミュニケーション能力を育み、規律ある態度で学習や学校行事に主体的に参加できるような授業づくりや集団づくりを行う。

○ 早期発見

いじめは、教職員が気づきにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候を見過ごさず、積極的に認知する。そのため、日頃から児童・生徒の見守り、信頼関係の構築に努め、児童・生徒が示す変化やサインを見逃さないようにする。併せて定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、いじめの早期発見を図る。

○ いじめに対する措置

いじめの発見や通報を受けた場合には、特定の教職員に任せることなく、組織的に対応し、被害児童・生徒を守り通すとともに、加害児童・生徒に対しては、当該児童・生徒の人格の成長を旨として、教育的な配慮の下、毅然とした態度で指導する。

関係する児童・生徒の保護者には、子どものよりよい成長と再発防止の観点から、指導への理解及び協力を要請し、取り組む。また、必要に応じて関係機関・専門家等と連携して対応する。

○ 重大事態への対応

いじめにより児童・生徒の生命、心身、財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると判断される場合には、事実確認の結果を直ちに教育委員会に報告するとともに、教育委員会と連携して対処する。

「重大事態」の定義

- 一 いじめにより当該学校等に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校等に在籍する児童等が相当の期間学校等を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

* 「いじめ防止対策推進法」 参照

5. 教育委員会における取り組み

(1) 日常的な学校支援

いじめ防止等の取り組みに関して定期的に開催される校長会や学校訪問を通じて指導・助言を行う。

(2) いじめの実態把握

各学校のいじめ発生状況や対応状況を調査・把握し指導に生かす。

(3) 関係機関との連携

必要に応じて、県教育委員会、警察、健全育成に関わる関係機関や外部専門家等と連携し、学校を支援する。

(4) 教職員研修・啓発活動

いじめ問題の解決に向けて、教職員の資質向上や保護者、地域住民への啓発を図り、学校・家庭・地域が連携を深め、社会全体で児童・生徒の健全育成に取り組む体制を整える。

(5) 重大事態発生時の対処

- 学校は、重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、これを町長に報告する。
- 学校は、学校設置の「いじめ防止等の対策のための組織」に、必要に応じて専門的な知識及び経験を有する第三者を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、「学校いじめ調査委員会」を設置し、事実確認を明確にするための調査を実施する。教育委員会は、学校と連携し、必要な指導や人的な支援を行う。なお、調査結果は町長に報告する。
- 調査結果の報告を受けた町長は、必要があると認めた時は、再調査を行うことができる。

6. その他の事項

附則 この方針は、平成27年4月1日から実施する。